

令和元年度 第2回「はばたきプラン21」推進会議 会議録

日 時 令和元年10月24日(水) 10時～

場 所 台東区役所 10階 1004会議室

出席者 平沢会長、皆川副会長、三枝委員、遠藤委員、根岸委員、佐藤益朗委員、
牧田委員、中村委員、佐藤陽子委員

事務局：佐藤総務部長、清水人権・男女共同参画課長、近藤人権・男女共同参画
課担当係長、福田人権・男女共同参画課担当係長、古川男女平等推進プラザ長、
今関男女平等推進プラザ主事

(午前10時00分 開会)

1 開会

平沢会長 それでは、今年度第2回目の「はばたきプラン21」推進会議になります。
本日、傍聴を希望される方はいらっしゃいますか。

事務局(人権・男女共同参画課長) 傍聴の申し込みをいただいているのは2名です。
本日開催の「はばたきプラン21」推進会議を傍聴いたしたく、許可下さるようお願い
いたします。

平沢会長 2名ですね。こちらに入ってくださいでも構わないでしょうか。

(異議なし)

(傍聴者入場)

それでは会議を開始いたしますが、資料を事務局からお願いいたします。

○配布資料の確認

○前回会議議事録要旨の確認

2 議事

(1) 台東区男女平等推進行動計画 中間まとめ(案)について

平沢会長 3月の答申を元に、事務局で行動計画を策定したまとめが本日出てきており
ます。今日委員の皆様のご意見を伺って、最終的な計画を作成しますので、どうぞご忌憚

なく、ご意見頂戴したいと思います。それでは事務局の方からご説明をお願いします。

事務局（人権・男女共同参画課担当係長）

～台東区男女平等推進行動計画 中間まとめ（案）第1章について説明～

平沢会長 何かご質問はございますか。

皆川副会長 3月にまとめた答申が台東区のWEBサイトに上がっていないのですが、これは上がっているべきものではないかと思います。そうしないと区民の方は、今この「はばたきプラン21」推進会議で、台東区男女平等推進行動計画の改定のプロセスをやっていることがわからないのではと思います。議事録を見れば、どのように動いているかというのは分かるのですが、今どういう状態まで進んでいるのかを分かるようにしていただければと思います。そして、台東区男女平等推進行動計画の中間まとめが、今全体のプロセスの中のどのあたりになるのかということ、もう一度説明していただきたいと思います。

事務局（人権・男女共同参画課長） 今3ついただいた中で、まず1点目の答申のアップロードについて、こちら直ちに対応させていただきます。2点目のコンテンツの整理については、一旦見直しをしますので、少しお時間をいただければと思います。3点目の台東区男女平等推進行動計画の中間まとめの説明をさせていただきます。

事務局（人権・男女共同参画課担当係長） はばたきプラン21、男女平等推進行動計画ですが、5年を一区切りとした計画でございます。今回、現行の計画が、今年度末、来年の3月をもって満了することから、今、改定に向けた作業を進めているところでございます。昨年度から、まず計画改定のための意識調査を行いまして、それを元に昨年9月に本推進会議に諮問をさせていただきます、今年の3月に基本的な考え方についての答申をいただいたところでございます。それから今年度に入りまして、答申を受けまして、庁内で検討組織を立ち上げ、改定に向けた具体的な事業について掘り起こし、本計画案のまとめの作業をこれまで進めてまいりました。その形として、今回ご説明させていただいているのが、こちらの中間のまとめの案でございます。本日ご意見を頂戴したのち、中間のまとめ（案）として、区議会の方にご報告させていただき、具体的な日付はまだ確定していませんが、12月の中旬から1月の中旬にかけて、パブリックコメントを実施させていただきます。その後、いただいたご意見を元に、必要な修正を加えまして、3月に最終的な計画として完成させます。はばたきプラン21推進会議におきましても、3月の第4回で皆様にご覧いただきます。そのようなスケジュールで計画の改定を進めているとこ

ろでございます。本日はパブリックコメントをいただくにあたっての、中間のまとめの案につきまして、ご説明させていただき、皆様にご意見を頂戴したいというプロセスの過程でございます。

平沢会長 今のご説明ですと、今日は皆様からご意見をいただいて案を取るわけですね。

事務局（人権・男女共同参画課担当係長） そうですね。議会にも報告した後、案を取りまして、最終的には「台東区男女平等推進行動計画 中間のまとめ」としてパブリックコメントに諮ります。

平沢会長 案が取れた後で、パブリックコメントを募集ということですね。パブリックコメントの期間はどのくらいでしょうか。

事務局（人権・男女共同参画課担当係長） 3、4週間くらいです。

平沢会長 ご意見を頂戴して、3月の末には最終的な計画ができるという風に考えているわけですね。最終計画に向けて、もう一度委員の皆様からのご意見を聞くことは出来ませぬ。

事務局（人権・男女共同参画課担当係長） ご意見をいただく機会は、推進会議としてはここが最後になります。あとはパブリックコメントでいただくようになります。

平沢会長 分かりました。第4回「はばたきプラン21」推進会議で、3月に確定する予定の台東区男女平等推進行動計画について、ご報告があるのでしょうか。

事務局（人権・男女共同参画課担当係長） 完成したものを、皆様に報告いたします。

事務局（人権・男女共同参画課長） パブリックコメントの主な内容と、あとは完成版のご提示をさせていただくということを予定しております。

皆川副会長 案が取れたものとの間に、一致不一致が起こると思うので、アップロードしないといけないと思います。案が取れて内容が固まって、パブリックコメントということなので、そこを区民の方にも見えやすいようにしていただきたいと思います。

事務局（人権・男女共同参画課長） 一旦コンテンツは見直しをさせていただきます。

平沢会長 はい。人権・男女共同参画課担当係長からのご説明で、何かご質問、ご意見ございますか。

三枝委員 重点課題のところの括り方で、7計画の施策体系図の基本目標3のところですが、暴力にも色々あるので、今回の計画で人権の尊重を妨げる、暴力を廃絶するということを目標にするのは、決まっていることですか。というのは、ハラスメントや性的搾取のごく一部は暴力という括りなので、暴言まで含めて暴力と考えるとかなり広くなると思

います。施策（８）は、女性に対する人権侵害全体を指しているのかと思いました。女性に対する人権侵害を搾取する、その一部の側面が暴力という形で表れています。項目の方が狭い感じがしました。暴力を防止するという大きな枠組みがあって、そこに入れようという流れがあるからですかね。施策（８）は必ずしも暴力を表題とするものでもないかと思いましたが、人権の平等を侵害する人権侵害というものが、色々入っているのかと思います。このあたりの流れも教えていただければと思います。

事務局（人権・男女共同参画課長） 答申の１９ページ項目３の下に、「あらゆる暴力の防止への取組」という、「あらゆる暴力」というのが、まず大きい括りとして整理をされています。その後、①から配偶者暴力まで含めて全部で④まで、並列で各論を展開していたという状況でしたので、答申まではおそらく整合性が取れていたのを、施策が非常に多岐にわたって、計画が見つらいということでしたので、配偶者暴力だけを分けて分割整理した結果、大小がおかしいのではないかという印象になってしまったのかと思います。

三枝委員 やはり大きな括りで暴力というのがもう決まっているという流れですかね。DV防止法は脅迫も入りますので、防止すべきは暴力だけじゃないと思います。暴力の範囲が広がる方向にあることを考えると、暴力というものは人権侵害の一部なので、少し狭く感じたというところがあります。中身で全体を作っているということであれば、流れもありますので特に意見はないです。

事務局（人権・男女共同参画課長） 後日確認をしますが、おそらく内閣府も同じような構成になっているかと思います。

三枝委員 暴力防止の中でバランスメント、メディア・リテラシーを入れているので暴力をすごく広く捉えています。

事務局（人権・男女共同参画課長） そのところは確認いたします。

皆川副会長 暴力というのが、身体的暴力ではもはやないので、既にそういう構成になっているのですね。そこが少し違った風に見える部分もあるのかも知れないと思います。DV防止基本計画に位置づけをするという都合もあります。

事務局（人権・男女共同参画課長） 少し分かりやすくしたいと思います。

三枝委員 基本計画については、見やすくなったと思います。暴力概念の広さの問題だということは理解いたしました。

平沢会長 誤解を生まないために、どうしたらいいのか一工夫あるといいかも知れませんね。

皆川副会長 例えば施策（８）のところに、「あらゆる暴力の防止の取組み」がありますが、「あらゆる人権侵害・暴力の防止への取組」にするのはどうですか。

平沢会長 少し表現を変えただけで、ずいぶん印象変わりますね。暴力ももちろん含みますよ、ということですね。

皆川副会長 人権侵害に関しては、例えば施策（１）男女平等意識の形成や（２）意思決定過程への男女平等参画の推進にも関わってきます。そういうことが分かるようにしていただけると良いのかなと思いますね。

事務局（人権・男女共同参画課長） 施策の（８）の中に書いてある文章との整合性も少し見て考えます。

平沢会長 ありがとうございます。他にいかがでしょう。

それでは先へ進みたいと思います。お願いします。

事務局（人権・男女共同参画課担当係長）

～台東区男女平等推進行動計画 中間まとめ（案）第２章基本目標１について説明～

平沢会長 どうぞご質問がありましたら、お願いいたします。ご意見でも結構です。台東区男女平等推進行動計画は基本的に、人権・男女共同参画課で作っているのですよね。

事務局（人権・男女共同参画課長） はい、そうです。あとは内部の検討組織に稟議をかけていますので、全庁的な体制でやっています。

平沢会長 最初の文案は人権・男女共同参画課で作っているのですね。

事務局（人権・男女共同参画課担当係長） はい、素案は作ります。

平沢会長 これは大変ですね。

皆川副会長 計画の中に例えばこういう記述があるが、これは具体的に、何を指しているのかということがありまして、例えば、台東区男女平等推進行動計画 中間まとめ（案）２６ページ、事業番号８に「男女平等を進める人権教育の推進」があり、事業番号９に「性別にとらわれない進路指導」とあります。性別に関わりなく進路の選択ができるよう、進路指導を行いますと書いてあるけれど、具体的に何をすると性別に関わりなく進路の選択ができるような進路指導を行ったことになるのかということがあります。それが、フィードバックされてくるような体制にしていきたいと思います。そしてここには「性別に関わりなく」と書いてありますが、そうではない書きぶりのところもあります。例えば、２５ページ、事業番号１６の内容で「シニア世代が地域の中で充実した生活が送れるよう、シニアライフを応援計画、雇用就業支援等の事業を行います。」と書かれていて、ここに

はジェンダーというか、男女とか書いていないわけですよ。これがなんでその取組の一言になるのか、ジェンダー平等の原則の中で、これを位置付けているということの意味は何なのかを分かるようにしていただきたいと思います。

事務局（人権・男女共同参画課長） 進捗状況の把握は毎年、人権・男女共同参画課の方で行っております。例えばフィードバックできるとか、そういったチェック体制や仕組みについては、今後また考えて行きたいと思っています。

皆川副会長 その1つの工夫が、成果目標というか数値目標ですね。実際にどういう風に、特に職員が、ジェンダー平等のことを念頭に置いてやっているかということが、すごく大事なわけですね。それが分かるようであってほしいと思います。

事務局（人権・男女共同参画課長） ジェンダーの視点を、こちらの基盤に置いた理由が、教職員も含めた職員の意識改革です。そこが一番の目的でございます。個別の事業の書きぶりについては、今後、変えていきたいと考えております。職員研修を充実するとか、色々な表現のガイドラインを作るなど、地味な取組ですが一番大事だと思っています。

皆川副会長 チェックのやり方も、自治体によって色々やっているところがありますね。それが本当に機能しているかというのはまた別の問題ですが。

事務局（人権・男女共同参画課長） かなり通信簿に近いような評価をしているところもあったと認識しています。A、B、C、Dとかいう評価です。

皆川副会長 そういった評価を入れていくことが必要かと思います。

平沢会長 今のような意見が、庁舎内の検討の時に出てくるといいですね。

皆川副会長 この後パブリックコメントがございます。

平沢会長 外からの意見はその時にいただきますね。

皆川副会長 訂正の機会というのはまだありますか。

平沢会長 はい。どうぞ今のようなご意見なんでも結構ですので、お願いいたします。

皆川副会長 34ページ取組みの方向性「男女平等参画の視点に立った防災・復興対策の推進」では災害の事業が4つ並んでおり、そこに担当課が書いてありますが、「危機・災害対策課」というのが、書いてあるところと書いてないところがありますね。事業番号22「災害時における男女平等参画の推進」で、内容が「避難所における女性に対する暴力の防止や被害者の保護など、男女平等参画の視点に立って取組を行います」と書かれているのに、なぜここに危機・災害対策課が掲載されていないのかが分かりません。この取組みをするのは人権・男女共同参画課だけではないのではありませんか。

事務局（人権・男女共同参画課担当係長） はい。おっしゃるとおりですが、そこが人権に関わる問題なので人権・男女共同参画課だけになっている背景です。例えば避難所において、発生するリスクがある性犯罪被害とか、そういった啓発の活動などを、人権・男女共同参画課の方で行います。また、大災害が発生したときに女性が集まれる居場所づくりなどを、男女平等推進プラザの方で場所としての機能を活用することができないかなど、そうしたことを念頭において、こちらの事業の22番を載せているところでございます。その視点からのアプローチであったため、今載せているのが人権・男女共同参画課だけになっていますが、おっしゃるとおり、避難所における男女への配慮など、そうした点は危機・災害対策課の方も当然関わる場所ではあります。

皆川副会長 それは事業番号20番「女性の視点を取り入れた防災対策の推進」の内容になっているわけですね。

事務局（人権・男女共同参画課担当係長） はいそうです。あくまで男女平等推進プラザとしての役割や人権・男女共同参画課としての役割というところで、記載をさせていただきました。

皆川副会長 そういうことなのですね。取組というのが、啓発ですよというのであれば、啓発という言葉を入れてみるのはどうでしょうか。この啓発事業を行うときに、危機・災害対策課の職員も来ていますという風になってほしいですね。

事務局（人権・男女共同参画課担当係長） もちろんです。どちらかという、事業番号22番は防災として、発生する前ではなく、災害が起きた後に何をするかというような位置づけです。

皆川副会長 つまり災害発生後に起きる問題を災害が発生していないときに、色々検討するということですね。

三枝委員 実は事業番号20番と22番がすごく似ているという印象で読んでいました。今聞くと、20番は男女平等というよりは、女性の視点という書き方だと思いますが、22番は人権侵害対策なのだというのが分かりましたが、この表題からそれが分かりづらいと思いました。

平沢会長 そうですね。やはりパッと見たときに、これとこれはどう違うのかなというのが確かにありますね。この辺はどうしたらいいでしょうか。

三枝委員 男女平等参画というと事業番号19番「防災分野における男女平等参画の推進」にも出てくるので、災害時とか災害分野とか、大きな概念の言葉だと、パッと見たと

きに分からない。人権侵害対策が事業として出ていないので、そこを明記した方がよいのではと思いました。

平沢会長 今のご意見を課内で検討してください。それから庁舎内での検討もよろしくをお願いします。基本目標1のところでも他にございますか。

皆川副会長 実際の計画では、プランの書き方というのは取組の方向性があるって、その後には計画事業が並ぶ形は、そのままでしょうか。

事務局（人権・男女共同参画課長） 基本はそのままでございます。

皆川副会長 事業のタイトルが、取組の方向性としてこのままでいいのかと思うところがあるのですが。

事務局（人権・男女共同参画課長） 取組の方向性は自由に我々を書いた部分があるのですが、確かに事業というのは既存の事業のタイトルとか、事業名にある程度拘束をされることがありますので、少し整理してみます。

皆川副会長 その事業名というのを、もう少し違う形で表してほしいですね。

事務局（人権・男女共同参画課長） 今いただいたところで見ると、取組の方向性の方が実は分かりやすく、細かい話にも言及しているようにも感じられます。

佐藤総務部長 計画事業の方が少し広がっているんで余計分かりづらくなっています。事業というのは端的に、例えば事業番号20番のように「女性の視点を入れた防災対策の推進」は分かりやすいと思いますが、男女平等参画の推進というのと、より広がっていきます。もう少しそのタイトルについて、事業2がこういう事業をしているという風に分かりやすいタイトルの方が、計画として一般の人が分かりやすいということですね。

三枝委員 男女平等参画が、このすべての表題みたいなのがあるんで、概念がすごく大きい感じもします。

佐藤総務部長 そうですね。書いてある事業は分かるけれど、その事業のタイトル名を、その事業をやっているということを、もう少し具体的に表現すれば、分かりやすくなると思います。それは事務局で工夫をさせて下さい。

平沢会長 そうですね。大半の区民の方は恐らく基本のところより事業のところから入るのですよね。そういう意味では、事業名が具体的である方が、本当はいいのでしょうかね。

佐藤総務部長 ただし役所は、予算事業で予算がつかないと事業ができません。予算の事業の名前は決まっていて、そこから引っ張ってきている部分もあります。人権・男女共同参画課がしている事業はいいのですが、他の所管がしている事業は、その所管の事業

として成り立っているのです、それをどこまでその題名で、この計画に合わせられるのかというの難しい部分がありますので、少し調整をさせてください。申し訳ないですが、全てが変えられることは難しいとだけと助かります。

皆川副会長 そのタイトルにしておく、実際の事業に幅がで広がりがあるのですね。

佐藤総務部長 そうですね。そういうこともあります。特に色々なところの事業を全庁的にやって、組み合わせで1つの計画にしています。それぞれ所管は所管の視点の事業という部分でタイトルをつけていますから、それがいきなりこちらで、じゃあ変えましょうかというの難しい。予算と合わない場合もあるので、それは出来ない部分があると思います。それは内部で調整をさせていただいて、できるだけ皆さんの意見が反映できるような形にしたいと思います。

事務局（人権・男女共同参画課長） 事業名と事業内容の不一致が、違和感があると思いますので、そこは検討させていただきます。

平沢会長 自分の所管のところだけを変えることなら問題ないのですが、庁舎内全体ですと大変ですね。

事務局（人権・男女共同参画課長） 所管の予算事業になった時に、他のものも含めて1つの事業になっているものがあります。例えば1、2、3とあって、3だけが男女平等参画に関わるというところで、そこだけを切り出してその事業名を取ると、やはり抽象度は大きくなってしまふということも確かにあります。そこは、どこまでできるかということとは一旦こちらで整理をして考えさせていただきます。

平沢会長 ご指摘の点はきちんと受け止めていただきたいと思います。それでは次の目標の2の説明をお願いします。

事務局（人権・男女共同参画課担当係長）

～台東区男女平等推進行動計画 中間まとめ（案）第2章基本目標2について説明～

平沢会長 基本目標の2について、ご質問、ご意見をお願いいたします。

皆川副会長 38ページの事業番号25番の新規「女性活躍推進法に基づく協議会の設置」は、検討するのが人権・男女共同参画課だけということですか。

事務局（人権・男女共同参画課長） そのように考えています。

皆川副会長 実際に、設置されたあかつきには、産業振興課と一緒にやるということですかね。

事務局（人権・男女共同参画課担当係長） そうですね。他の自治体の研究をしている

ところですが、実際には主催は男女共同参画課が多いようです。産業振興課も共催でやる
ことが当然必要かと思えます。ただ骨組みの検討としましては、我々の課の方で進めたい
と考えております。

平沢会長 他にいかがでしょう。庁舎内の検討で一般的な父子家庭について話題は出て
いますか。

事務局（人権・男女共同参画課担当係長） 例えばひとり親家庭の世帯を対象とした、
親子のバスハイクなど、特に父子、母子に関わらず行っている事業もごございます。

平沢会長 一般的にひとり親というと、母子家庭の方にどうしても力点がかかって、父
子家庭の困難さというのが案外見落とされることがあります。ぜひそれは、話題としてよ
く検討してもらいたいと思えます。他にいかがでしょう。

皆川副会長 50ページの事業番号42「家庭教育の振興」の内容で、養成講座を実施
していると書いてありますが、この中に入れるのであれば、事業内容の関係が書かれてい
ないといけないように思います。51ページに事業番号11「男女平等を進める家庭教育
の推進」は、人権・男女共同参画課、子ども家庭支援センター、保健サービス課、教育支
援館、生涯学習課が所管となっていますが、事業番号42は、生涯学習課だけの所管にな
っていますね。

事務局（人権・男女共同参画課長） 事業番号42の方で整理をするようにしたいと思
います。後で確認します。

三枝委員 47、48ページの子育てや介護に対する男性の参画はすごく大事ですよ。ね。
現状と課題で、子育てや介護に対する男性の参画は、基本理念いくつの、施策いくつに置
いて実現をいたしますなど、記載がなくなっているの、区民から見ると介護がどうなっ
ているのか読みにくいと思います。施策（1）男女平等意識の形成では、男性への男女
平等参画の取組みが入っていて、全体としてすごく大きいものですよね。

事務局（人権・男女共同参画課長） 答申の中には男性の子育て世代・介護者への支援
等の記載を、触れておりましたので、そこを復活させるかどうかということについて、一
旦文章の整合性を見て確認をいたします。

平沢会長 答申のことはありましたね。議論もありましたね。

皆川副会長 答申と台東区男女平等推進行動計画の距離というのは、丁寧に見ていない
と分からないので、こちらでも頑張らないといけないところがありますね。

三枝委員 最終的に、区民が答申などの説明を受けずに見て、こういう形で網羅されて

いるということが分かるのが目標ですよね。複数文章にまたがらない方がいいということと、合わせないと分からないところもありますが、ない方がいいと思います。

平沢会長 はい、ありがとうございます。そういう意味では、答申とこの計画の間の関連性が問題ないかというのは、ここの委員会の責任でもありますね。それでは次へ進めたいと思います。

事務局（人権・男女共同参画課担当係長）

～台東区男女平等推進行動計画 中間まとめ（案）第2章基本目標3前半について説明～

平沢会長 このことで何かございますか。

事務局（人権・男女共同参画課担当係長） NPOとコンタクトは取っております、今すぐには難しいですが、例えば女性の暴力に対するパネル展を共催でやるなど、少しずつ事業を取り組めるところからやって、NPO団体とも関係を深めていきたいと思います。その中でどういった支援ができるかというのを、引き続き検討してまいりたいと考えておりますが、今この計画には、載せられていないというところがございます。

皆川副会長 荒川区でやっていますね。

事務局（人権・男女共同参画課長） 東京都の23区は結構交通網が発達しているのもっと広域でやった方が望ましいのかも知れないですね。

三枝委員 どこの分野での取組と考えるかという区分けの問題で質問ですが、児童虐待防止に関する取組みが、DVの中に入っているのも違和感がありますが、人権侵害に関するものは、今回の暴力の枠に入ってくるわけですね。今の時代すごく大きな問題だと思います。施策（7）「配偶者等からの暴力の防止及び被害者保護」の中に入っていますが、施策（7）は配偶者間の暴力に特化させたというご説明も合わせると、施策（7）に入るのでしょうか。

平沢会長 児童虐待防止の取組みが、施策（7）の方に入っているのはいかがなものかということですか。

三枝委員 施策（7）「配偶者からの暴力の防止及び被害者保護」に入っていますが、DVの基本計画の説明の具体的施策の1つになっているので、ずれがあるのかと思います。親子間の性的搾取があるかと思いますが、それは虐待のごく一部であったりします。むしろ家庭内の人権侵害ではネグレクトなど、教育虐待はものすごく広がっています。DVの項目の中に、もともと親子間というのはDVには入らないので、少し違和感がありまし

た。暴力の枠で入れるのは、やはり施策（８）「あらゆる暴力の防止の取組み」ではないかと思います。児童虐待はすごく大きな範囲なので、例えば性的搾取などと被ってしまうかもしれませんが、少なくとも施策（７）に入るのは少し違和感を覚えるので経緯などをご説明をお願いします。

事務局（人権・男女共同参画課長） これは直近の法改正が関連をしております、そのところが、ご説明が不足しているかと思います。５４ページの施策（７）「現状と課題」の中の４行目に少し触れさせていただいていますが、児童虐待の防止の中でDV防止法が改正をされていて、相談員が最初に相談受けるときにアセスメントという作業を行います。いわゆるリスク分析です。その中に、児童虐待が関連して発生しているということや、必ず考慮に入れるということや、児童相談所との連携についても非常に強調されているところがあります。後は子どもの前で配偶者間の暴力を見せることは、虐待だという風に位置づけをされているという関連から、ここは施策（７）に入れていくのが妥当であると考えています。

三枝委員 DV防止法は、保護の対象はやはり女性です。暴力を見せるのも虐待だよというのは、むしろそれは児童虐待の側面からだと思いますが、児童虐待が抱える広範な問題の中の一部と、やはり主体性として母親保護の観点からだだと思います。だから、そういう意味で、他の項目に入っていないのはどうなのかと思いました。

事務局（人権・男女共同参画課担当係長） 一応事業としましては、５０ページの子育てのところで再掲として掲載しております。

平沢会長 それでは次の項目へ参りましょう。

事務局（人権・男女共同参画課担当係長）

～台東区男女平等推進行動計画 中間まとめ（案）第２章基本目標３後半と【計画推進の基盤】について説明～

平沢会長 今の最後のご説明のところで、何かご質問、ご意見ございますか。

皆川副会長 ５４ページの現状と課題の下から４段落目で、「各団体に渡る切れ目のない支援」のところは、「切れ目」なのかと思いましたかどうですか。

事務局（人権・男女共同参画課担当係長） 確認いたします。

皆川副会長 ７７ページの、台東区人権・男女共同参画推進委員会は、これは役所の中の組織ですよね。既に設置しているのですよね。

事務局（人権・男女共同参画課担当係長） はい。庁内の組織で、常設でございます。

皆川副会長 はい、分かりました。

三枝委員 83ページの、事業番号99「はばたき21相談室」は、心のケアという大事な相談があるのに、弁護士相談しかないように読めますが、心のケアの相談は臨床心理士の方などの連携を行っていて相談もできるのですよね。

平沢会長 もし誤解があるようであれば、少し課内で検討してみてください。

事務局（人権・男女共同参画課長） 過去にはフェミニストカウンセラーによるという表現が入っていました。

三枝委員 色々な変遷があったのですね。

事務局（人権・男女共同参画課長） はい。相談事業を女性対象だけにしていないので、そこを単純にとってしまったために、分かりづらくなっているようです。

三枝委員 カウンセラーという言葉があると分かりやすいと思います。それと、SOGIのことですが、今後はLGBTを使わないで、SOGIの方向性なのですかね。まだまだ世の中ではLGBT問題が一般的な感じがします。あと、性の多様性という言葉についても、A3の7計画の施策体系図の施策（10）では性の多様性と書いてあります。SOGIの定義に合わせた性的指向になっているという感じですかね。性の多様性は、LGBTという表現から、性的指向、SOGIへの時代という流れなのでしょうか。

事務局（人権・男女共同参画課担当係長） はい。言葉はそちらを使うように整理しております。

平沢会長 これは答申の時にもそうでしたね。おっしゃるとおりでインターネットそのものではLGBTの方が多いのですが、政治的な流れ、行政の流れはSOGIの方に動いていますかね。

皆川副会長 まあSOGIだと全ての人にあるということで、そういう観点なのですね。

三枝委員 そこは、進んでいるとういことを理解しました。

平沢会長 はい、ありがとうございます。大事な議論でしたので、まだご質問、ご意見あると思います。期限を区切りまして、事務局の方に文書で、質問なり意見なりを寄せていただく時間はどのぐらい取れますか。

事務局（人権・男女共同参画課担当係長） 大変短くて恐縮ですが、土日を含んで月曜日までをお願いいたします。

平沢会長 それでは月曜日までに文章もしくは事務局に立ち寄っていただいて、ご意見

を伺うということでもよろしいかと思っておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。もう一つ議題がありましたので、時間がございませんので、具体的にご意見を頂戴するのは次回に回させていただきます。よろしいでしょうか。それでは説明をお願ひいたします。

(2) 第4次台東区男女平等推進行動計画進捗状況について

事務局（男女平等推進プラザ長）

～第4次台東区男女平等推進行動計画進捗状況について説明～

平沢会長 今のご説明は、お分かりいただけましたでしょうか。この推進会議での評価という欄が下のところがございます。ここについて、何か表記等などで気になるところがあれば、こちらでも文書もしくは、お立ち寄りいただいて、ご意見を頂戴するという風にしたいと思っております。こちらはいつまでがよろしいでしょうか。

事務局（人権・男女共同参画課長） 今回ある程度ご意見をいただいた上で、次回12月の会で、事務局案をご提示させていただいたものを見ていただこうと思っておりますので、事務局案の作成に入る予定でおります。次回、それを議論していただくという流れの方が、やりやすいかと思っております。

平沢会長 そうですね。その方がいいですね。それでは今回委員からの特定のご意見は頂戴しなくてもよろしいこととなります。次回の委員会でもよろしくお願ひいたします。

事務局（人権・男女共同参画課長） まずは計画の方、優先でよろしくお願ひいたします。

平沢会長 分かりました。ありがとうございます。

平沢会長 はい。それではこれで本題の方は終了いたします。他に事務局の方で何かあればよろしくお願ひいたします。

皆川副会長 資料1についての説明はありますか。

事務局（人権・男女共同参画課長） 資料1も次回ご説明をいたします。

皆川副会長 はい、分かりました。前回の推進会議での話がデータとして出ているようですね。

事務局（人権・男女共同参画課長） はい。前回ご質問いただいたことに対する、回答がございました。

平沢会長 それでは事務局の方で何かございましたら、どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局（人権・男女共同参画課長） 男女混合名簿の話でございます。結果のご報告でございますが、現在最新の情報ですと、男女混合名簿につきましては区立幼稚園・こども園で、11園全校で実施。区立小学校で、19校中17校で実施。中学校が7校中これまで0だったのが1校実施しているという状況でございます。また2つ目の質問として、混合名簿を使っているところで、男の子が前、女の子が後ろという形で座っていないかというところも確認をして、それは左右に座っているというお話でした。どちらを先に呼んでいるかということは、そこは確認をいたします。

平沢会長 中学校は7校中1校ですよね。その1校の校長先生も他区から来られた方ですよね。教育委員会の方で、多少指導を入れた方がいいのではないかと思います。

事務局（人権・男女共同参画課長） 今年度の決算特別委員会でも、質問が出ております。教育委員会の方では重々認識をしているところでございます。

皆川副会長 昨今の事件で大変懸念しています。教員間の問題というのは非常に大きなものだと思います。いじめについては法律を作っているにも関わらず、教員間については放置されているかたちになっていないかと思えます。また、校長と教員間の権力関係もあります。教職員間でのハラスメントという視点をきちんと入れてもらって、指導者の方の認識を改めていただかなくてはいけないと思うので、台東区としてはどうなっているのか、ご検討していただきたいと思っております。

事務局（人権・男女共同参画課長） 教育委員会へお伝えさせていただきます。

平沢会長 ありがとうございます。それではこれで終了したいと思います。

3 閉会

事務局（男女平等推進プラザ長） 次回の会議の予定ですが、12月26日10時開催を予定しております。後日通知を送らせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

平沢会長 それではどうもありがとうございました。お疲れ様でした。

（12時00分閉会）